

**特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟**  
**会員規程**

(種別)

第1条 特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟（以下「連盟」という。）の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員           この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 準会員           この法人の目的に賛同して活動に参加する個人及び団体
- (3) 賛助会員        この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第2条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- (1) 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- (2) 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- (3) 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第3条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の権利)

第4条 会員は以下の権利を所有する。

- (1) 正会員は社員として連盟社員総会での票決において1票を有する。
- (2) 正会員は連盟が主催する全ての競技会およびトレセン等に参加出来る。
- (3) 準会員（団体）は地域トレセンおよびもう一つの選手権（予選会を含む）に参加出来る。
- (4) 準会員（強化指定）は日本代表活動、連盟技術委員会や地域トレセン主催の競技会や練習会へ参加出来る。

(会員の資格の喪失)

第5条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第6条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1)この規約に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(選手登録)

第8条 連盟主催の競技会および予選会に参加する選手は選手登録をして別に定める期日までに登録費を納入しなければ、大会に参加することができない。

2 選手または選手所属チームは、理事会において別に定める登録費を納入しなければならない。登録の有効期間は、登録をした日からその年度の3月31日までとする。

(附則)

会費と加盟期間は以下とする。

(1) 正会員（団体） 20,000円 毎年度の4月1日から3月31日までとする。

(2) 正会員（個人） 20,000円 毎年度の4月1日から3月31日までとする。

(3) 準会員（団体） 3,000円 毎年度の4月1日から3月31日までとする。

(4) 準会員（強化指定） 3,000円 毎年度の4月1日から3月31日までとする。

(5) 賛助会員（団体・個人） 1口10,000円 毎年度の4月1日から3月31日までとする。

(6) 選手登録費 1名 1,000円 毎年度の4月1日から3月31日までとする。

※もうひとつの高校選手権、都道府県トレセンが重複する場合は、もうひとつの高校選手権に登録する。

(7) 都道府県に連盟がない場合に限り、準加盟を認めることとする。但し準加盟は、3年間を期限とし、その後は、正会員となる。

(8) この規定に定めていない事項または疑義・紛争が生じたときは、本会理事会が処理する。

その規定は令和4年1月28日から施行する。